

ファイブスタークラブ



Five Star Club

(株)ファイブ・スター・クラブ
観光庁長官登録旅行業第1606号

■東京本社 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-6
神保町サンビルディング3F
TEL:03-3259-1511 FAX:03-3259-1520
■大阪支店 〒530-0012 大阪市北区芝田1-1-26松本ビル9F
TEL:06-6292-1511 FAX:06-6291-1515

ツアーご参加のみなさまへ

○パンフレット類にはお金をかけません。

ファイブスタークラブのコースの多くは、アジア・アフリカなど、まだまだ発展途上の国々です。その日の食事にも事欠くような地域も少なくありません。そんな中で華やかなパンフレットにお金をかけて募集をするということに、私どもは違和感を感じさせます。資源を大切にと言われる現在だけに、私どもは必要最小限のパンフレット類とするのが私どもの方針です。また、そのことが同時にコストダウンにつながり、より低価格なツアーをお客様に提供できると考えます。パンフレット以外でも下記の物については、あえてお渡ししません。

○ガイドブック◇◇通常旅行会社がお渡しするガイドブックは持っていても役に立ちません。そういったものは、当社では、無駄だと考えます。本当に役立つ

ガイドブックは、市販されたものをご自身でお買い求めください。どういう物がいいかは、担当者におたずねください。

○留守宅控◇◇必要な方のみ、控えもコピーしてお送りしますので、必要な方のみ、あらかじめご連絡ください。

バッジは、現地係員と出会うために必要です。また、タグやシールは、荷物の紛失を防ぐためにもお付けください。

○1人の担当者がご出発までご案内します。

お客様の担当者は、予約を受けた時に担当の名前を、こちらからお知らせします。

担当者の名前と予約番号をお忘れにならないようお願いいたします。

万が一、担当者を代えてほしい場合はお申し出ください。

お申し込みからご出発まで

1. お申し込み

ご予約は、申込書に所定の事項をご記入の上、申込金又はご旅行受付金を添えてお申し込みいただけます。お申込金は旅行代金の一部に充当されます。

●電話や郵便、ファクシミリ、e-mail等での申し込みをお受けする場合があります。

詳しくはスタッフにお問い合わせください。

ご予約いただく際のご注意

●お名前(ふりがな)は、パスポートに記載(または予定)のつづりを正確にご記入ください。(一文字違っただけでも予約が無効となる場合があります。)

2. 渡航手続き

パスポート取得必要書類

●戸籍抄本又は謄本1通 ●住民票1通 ●旅券用写真1枚(たて4.5cm横3.5cm) ●印鑑 ●官製ハガキ1枚 ●身元確認書類

※旅行する場合には必要なビザ(査証)の手続きはお世話をいたします。別紙をご覧ください。

すでにパスポートをお持ちの方

旅行先国により必要とされる残存有効期間がありますので、ご確認ください。

*ご旅行に行かれる時はパスポート番号、発行日を別に控えて、予備の写真をお持ちになることをおすすめします。

旅行保険加入のおすすめ

ご旅行中の病気や事故、盗難などに備えて、必ず海外旅行傷害保険に加入されることをおすすめします。

募集型企画旅行契約約款特別補償規定には、傷害・疾病治療費の保証は含まれていません。外国での治療費用やご自身の責任による賠償金などはかなり高額となります。また、賠償義務者が外国の運輸機関や宿泊機関などである場合、賠償を取り付けるのは容易でない場合もありますし、国情によっては賠償額が非常に低いこともあります。

3. 旅行代金のお支払い

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日までに、お申込金を差し引いた金額をお支払いください。21日前以降に申し込みの場合は当社が指定する期日までにお支払いください。

4. ご旅行の最終案内(日程表)

ご出発の7日前(遅くとも前日まで)に最終旅行日程表

とともに、バッジ、バゲージタグ、ステッカーなどまとめてお送りします。最終案内は代表者の方にお送りします。

パンフレット記載の日程は変更となる場合がありますので、最終旅行日程表でご確認ください。

5. ご出発

最終旅行日程表に記載の空港のカウンターにご集合ください。お荷物には、ファイブスタークラブのタグ、ステッカーを必ずお付けください。空港では、係員がご出発のご案内をいたします。(なお、関西国際空港では国内線で乗り継ぎの方を含めて空港施設使用料が必要です。)

6. 乗継地の空港について

乗継地での空港の案内図はご希望の方にお送りします。(但し空港によっては案内図がないところもありますのでご了解下さい。また、案内図があっても、実際、空港へ行ってもあまり役に立たないということをご了解下さい。)

パンフレットの見方

旅行代金について

●各旅行代金は特に表示のない限り2人部屋をお2人でご利用いただく場合のお1人分の代金です。お1人様でお申し込みいただく場合は、1人参加料金がかかります。

時間帯のめやすについて

早朝	朝	午前	午後	夕刻	夜	深夜	
04:00	06:00	08:00	12:00	16:00	18:00	23:00	04:00

日程表内の時間帯はホテルの発着時刻ではなく、交通機関の発着時刻をもとにした目安です。例えば、最終日「(午後:北京A東京)」で北京発12:30の場合は右記のような目安となります。このようにホテル出発と交通機関の出発時刻は異なりますので、「午後発」の日程でも日程表中に午前:自由行動の記載のないコースは、ホテル出発までに十分な自由行動時間がお取りいただけない場合があります。

●午前:自由行動 の表示がない日程のめやす

8:00 モーニングコール
8:30 朝食
9:30 ホテル出発
10:30 北京空港着
12:30 北京空港発

最少催行人員について

最少催行人員の人数に満たない場合は旅行が催行されないことがあります。お申し込みコースのご旅行が催行されない場合、12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31の出発日は、ご出発の34日前までに、その他の出発日は、ご出発の24日前までにご連絡いたします。

最少催行人員1名というコースは、お客様が1名以上いらっしゃれば催行を保証いたします。

利用予定ホテルは同等グレードの他のホテルに変更される場合があります。パンフレット内の同等クラスホテル一覧をご覧ください。

マークの見方

・食事マーク

朝食 ☐
昼食 ☐
夕食 ☐

・日程表のマーク

飛行機 ✈
列車 🚆
バス・マイクロバス・セダン 🚌
船・ホーバークラフト 🚢

ご案内とご注意

現地係員がお世話するコースにご参加のお客様へ

現地係員について

●現地係員は現地での旅行を円滑に実施するために以下のようなご案内を行います。
到着日:空港/駅にてお出迎え。空港/駅からホテル間移動に同行します。一部の国を除いて現地事情、日程のご案内やホテルでのチェックイン手続きのお手伝いもさせていただきます。
ホテル等についてのご案内オプショナルツアーのご説明。到着後、観光を含む日程の場合には、目的地へのご案内を含みます。
出発日:ホテルから空港/駅間の移動の同行、ご案内。国によりましては、現地係員は税関検査カウンターより中にはいることができません。その場合、出国時の搭乗手続きや乗り継ぎ空港での手続きはお客様ご自身で行っていただくこととなります。これらの業務以外の日程表上の自由行動時、ホテル滞在時には係員はおりません。現地係員は日本語を話しますが日本人とは限りません。(一部の国では英語ガイドです。ガイドについては各コースをご覧ください。)

現地係員がつかないコースにご参加のお客様へ

●帰国便のご搭乗手続き、乗継地での搭乗手続きは、全てお客様自身で行っていただきます。また、リコンファーム(予約再確認)が必要な航空会社についてはお客様自身でリコンファームしていただくこととなります。

各コース共通のご注意事項

航空機・列車及び移動について

●出発/帰国便及び現地での各都市間の移動については、乗継便となる場合や必ずしも最適の時間帯を選べない場合があります。また記載の乗継地が他の場所に変更になったり、乗継回数が増える場合があります。いずれの場合も旅行代金の変更はありません。
●航空機の座席配列により、グループの方でも隣り合わせの席をご用意できない場合があります。座席配列のため、やむを得ず通路はさんだり、前後の席となったりすることがあります。
●Yクラス(エコノミークラス)席ご利用のお客様の場合、喫煙席/禁煙席、窓側/通路側といったご希望は事前にお伺いしたしかねます。
●列車の座席、寝台を利用する場合は、1等を利用する予定ですが(マレー鉄道、タイ・ヨーロッパ・インドなどは2等エアカン)、場合によっては予定の等級の座席、寝台がご利用できないこともありますのでご了承ください。列車には食堂車が連結されていない場合があります。お飲物、軽食類をあらかじめご用意していくことをおすすめします。
●航空便の中には共同運行便があります。利用予定航空便とちがう機材・乗務員の場合もあります。
●観光及び空港～ホテル間の送迎で利用するバスは、ツアーが少人数の場合、セダン、バン、ミニバスとなりドライバーガイドとなる場合があります。また一部コースでは、タクシー等の公共交通機関、ホテル提供のバス等も利用する場合があります。
●添乗員付のコースを除き、他のコースのお客様と同じバスで観光、空港～ホテル間の送迎を行う場合があります。尚、その場合、空港などの出発地で1～1時間30分程度お待ちいただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
●インド・ネパール内の国内航空線に関して夜間および全天候離着陸施設が未整備のため、運休や大幅な遅延があります。そのため、移動手段をバスや列車等に代替することがあり、やむを得ず観光の一部を割愛させていただきます。

ビジネスクラス席(Cクラス席)ファーストクラス席(Fクラス席)

ご利用の方へ

●ご請求書に、ビジネスクラス追加代金、ファーストクラス追加代金を明記いたします。
●お席のご希望は、あらかじめ予約時に承りますが、座席数によりご希望にそえない場合もありますのでご了承ください。

交通事情について

●中国・ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー・タイ・マレーシア・インド・ネパール・エジプト・中近東・中南米などへのご旅行は国内の飛行機、列車の便数が限られ、運休・大幅な遅延などのためオーバーブッキング(予約超過による座席不足)や急なスケジュール変更が少なくありません。その場合、他の交通機関に振りかえたり、やむを得ず観光の一部を割愛および変更させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

食事について

●各コースごとの日程表に明示した食事の料金・税・サービス料は旅行代金に含まれています。但し、お客様が個人的に注文された飲物代や追加料金代はお客様の負担となります。
●日程表中に明示した利用予定レストランが、突然の休業等の場合、他のレストランへご案内します。
●現地事情および輸送機関のスケジュール変更により利用レストランの変更あるいは食事の入れ換えを行うことがあります。尚、各コースごとの日程表に明示した食事回数には、機内食は含まれていません。
●食事は朝・昼・夕食共に、スケジュール等の事情により、お弁当になる場合があります。

宿泊について

●ホテル事情について
ご利用いただくホテルは、通常は日程表の記載通り、又は同クラスで手配し、出発前に指定できるホテルをご利用いただきますが、宿泊施設の設備は都市部を除いて地方によりかなり差があり、給水や電力の供給や電話などの通信面で制約を受けたり、入浴はシャワーのみとなる場合もありますのであらかじめご了承ください。
●3名様で1部屋(トリプル)ご利用の場合、3人で1部屋利用(トリプル)のお申し込みの場合、ご利用いただくお部屋は2人部屋となっており、簡易ベッドになったり、ベッドの搬入が遅くなったりお部屋が手狭になることもございます。また、タオルなどのアメニティグッズが3名様分揃っていない場合がありますので、その場合はホテルの係員にお申し付けください。尚、旅行代金の割引はありません。以上の点につき、あらかじめご了承ください。
●お1人部屋ご希望の場合
1人部屋追加代金が必要となります。1人部屋は原則としてシングルルームになるため2人部屋より手狭になることがあります。また、景観に差があることもあります。
●グループ参加の場合
グループ、ご家族参加で2部屋以上をご利用いただく場合、ホテル側の事情によりお隣り、または同じ階の部屋をご用意できない場合があります。
●宿泊都市及び訪問都市順序について
運輸機関、ホテル側などの事情により、宿泊都市及び訪問都市順序が異なる場合があります。
●列車での移動の場合の車中泊においては原則として、他の方と相部屋となります。

冷暖房について

地域によっては気候、生活習慣、その他の事情から、ホテル・レストラン・バス・列車等に冷暖房設備が無い場合があります。また逆に冷房がききすぎることもあります。やむを得ずそれらの輸送・宿泊機関・施設を利用する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

市内観光・オプショナルツアーについて

施設の休館、その他現地事情や天候により、観光箇所や実施日に変更になる場合があります。また、それにより自由行動時間などに影響のある場合もありますので、あらかじめご了承ください。

追加手配について

お客様のご希望によりパンフレット記載以外の延泊、ガイド、車、レストラン等の各種追加手配をお受けすることがありますが、この場合の購入契約形態はお客様との間の手配旅行契約となります。

お買い物について

お客様の便宜をはかるため、ご旅行中ガイドよりおみやげ店などへお連れすることがありますがお客様の責任でご購入ください。また、ご購入後のアフターケアがないため、一部ご購入後に不良品やニセモノが混入していることがあっても返品、返金ができないなどといったトラブルが生じる場合があります。商品お受け取りの際には再度品物をご確認いただく様、くれぐれもご注意ください。また、おみやげ品の船便・航空便による日本への別送品としての託送は早い場合で3～6ヶ月の期間を要し、なおかつ紛失の可能性が大きいのが現状です。おみやげ品の別送は極力避けられることをおすすめいたします。

燃油サーチャージについて

●旅行代金には燃油サーチャージは含まれておりません。(パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は除く)燃油サーチャージは、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金は致しません。※燃油サーチャージとは、燃油に関連する原価水準の異常な変動に対処するために、各航空会社が、一定の期間、一定の条件下で国土交通省に申請し認可を受けるもので、金額は航空会社・利用区間により異なり、対象となる全ての航空旅客に対して課せられるものです。
●上記にかかわらず、燃油サーチャージの新設や増額、減額の場合には、当該時点における当社発表レートにて再度空港諸税・燃油サーチャージ等を円換算し、上記確定した日本円換算額との差額を追加徴収、返金させていただきます。(パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は、燃油サーチャージの増減による追加徴収及び返金は致しません)
●燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申受けます。

空港税等について

●渡航先の国々(または地域)によっては、その国の法律などにより渡航者個人に対して空港税等の支払いが義務づけられています。
●旅行代金には空港税等は含まれておりません。空港税等のうち、航空券発券時に徴収する事を義務付けられているもの、また、日本の各空港施設使用料については旅行代金と合わせて日本円でお支払いください。
●複数の国や都市を訪問する旅程では、空港税はその都度必要となります。また、同じ旅程であっても使用する航空機の経由する国や都市の巡り方によってその合計金額が異なる場合があります。
●名古屋～成田間にて国際線をご利用になる場合は、中部国際空港施設使用料が必要となります。成田国際空港施設使用料は不要です。
●空港税等の新設または税額が変更された場合、徴収額が変更になる場合があります。

■熱帯地方にご旅行の方へのご注意

熱帯地方では、風土病などの予防のために虫さされ、飲料水にはご注意ください。皮膚の露出部の少ない衣服や防虫スプレーの塗布等も必要です。

旅行条件書

お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。(抜粋)2009年1月15日改訂

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社ファイブ・スター・クラブ(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容及び条件は、募集広告・パンフレット(以下「パンフレット等」といいます。)、旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。))及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。))によりします。当社約款は当社ホームページ(<http://www.fivestar-club.jp/>)からご覧いただけます。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

当社にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金を旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。申込金の額は以下とします。なお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」[取消料]「追加料金」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また旅行契約成立前にお客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額戻します。

旅行代金の額	申込時の申込金の額
30万円以上	60,000円以上旅行代金迄
15万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金迄
15万円未満	20,000円以上旅行代金迄

- 当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点で契約は成立しており、当社が予約の承諾の旨を通知した日より翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをさせていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合は、当社はお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約が成立するときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなくてはなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して責任を負う、又は将来責任が予測される債務又は義務については、何の責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- お申し込みの段階で、満席、満客その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様に期限を確認したうえで、お待ちいただくことがございます(以下、この状態のことを「ウェイトイング」といいます。)。この場合、お客様をウェイトイングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力をいたします。この場合でも当社は申込金を申し受けます。(ウェイトイングの登録は予約完了を保証するものではありません。ただし、当社が予約可能となつた旨を通知する前にお客様よりウェイトイング登録の解除のお申し込みがあった場合)又は「お客様頂ける期間まで結果として予約ができなかった場合は」、当社は当該申込金を全額払い戻します。
- 本項(8)の場合で、ウェイトイングコースの契約は、当社が、予約可能となった旨の通知を行ったときに成立するものとします。
- 当社指定の銀行口座への旅行代金の振込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代させていただきます。

4. お申し込み条件

- 20才未満の方は親権者の同意書が必要で、15才未満の方は保護者の同意を条件とさせていただきます。75才以上の方は、前定の「健康アンケート」の提出をお願いします。旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースによりご参加をお断りさせていただく場合、同伴者の同行などを条件とさせていただきます。また、ご参加の場合、コースの一部についての内容を変更させていただく場合があります。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能などの条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損ねていらっしゃる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能な合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出いただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者/同伴者の同行などを条件とさせていただきます。ただし、コースの一部について内容を変更させていただくか、又は負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるための必要な措置をとらせていただきます。これにかかるとの費用はお客様のご負担となります。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社がお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までにしてお渡します。(原則として旅行開始日の2週間前より7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部でも旅行開始日の前日のお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までにしてお渡します。)ただし、お申し込みが旅行開始日の前日より起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社から指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会社である場合は、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードよりお客様の選名無くして旅行代金(申込金、追加代金として表示した金額)を含みます。)や第15項に規定する取消料・違約料、第10項に規定している追加料金及び第14項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項の「申込金」、第15項(1)の「1」の「A」の「取消料」、第15項(1)の「2」の「A」の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金」として表示した金額)プラス「追加代金」として表示した金額)マイナス「割引代金」として表示した金額)となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金(この運賃・料金は、運送機関の課す付加運賃・料金【原価水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件に限りあらゆる旅行者に一律に課せられるものに限ります。】を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します。)
- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所/旅行日程に「お客様負担」と表記してある場合を除きます。)
- 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金・ガイド料金、入場料)
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料金(パンフレット等に特に別途記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)
- 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金
- 航空機による手荷物運搬料金
お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合はお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や曜日によって異なりますので詳しくは係員にお尋ねください)
- 添乗員同行コースの同行費用
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
- 燃油サーチャージ込みコースの燃油サーチャージ
該当コースについては、航空会社の定める燃油サーチャージの増額・減額・廃止があった場合も追加徴収及び返金はいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(7)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
- クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料
- 渡航手続関係諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・渡航手続代料)
- ご希望のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の旅行)の料金
- 運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)
※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額となったときは不足分を追加徴収し、減額となったときはその分を返金します。(前項8のコースの燃油サーチャージは除きます)
- 日本国内の空港施設使用料
- 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費、及び旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
- 旅行日程中の空港税等(日本国内通行税を含む)(ただし、空港税等を含んでいただくことを当社がパンフレットに明示したコースを除きます。)
- 傷害、疾病に関する医療費
- その他パンフレット等内で「〇〇料金」と称するもの
- 運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)

10. 追加代金と割引代金

- 第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合は除きます。)
 - お1人部屋を使用される場合の追加代金
 - パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプ等のグレードアップのための追加代金
 - パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
 - パンフレット等で当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に関する運賃差額
 - 国内線特別代金
 - その他パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの(ストリート・チェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金)
- 第7項でいう「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合は除きます。)
 - パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊するときに条件に設定した1人あたりの割引代金
 - その他パンフレット等で「〇〇割引代金」と称するもの。

11. 旅券・査証について

- ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はおお客様ご自身で起因する事由により旅券・査証等の取得が必要となくその責任を負いません。
- 渡航先の国又は地域によって旅券の有効期限を必要とする場合や査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画によるい運送サービスの提供その他当社が判断し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ通知する旨当社が判断し得ないものでも合理的な理由及び当該事由との因果関係を説明し旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
 - 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変動等による通常想定される変更を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂された旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
 - 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減額だけ旅行代金を減額します。
 - 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社は

その変更差額だけ旅行代金を減額します。

- 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、送迎その他の既に支払い済み又はこれから支払われなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合は、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として21,000円(消費税込)をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関する費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けたい方が、この旅行契約に關する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

1. お客様の解除権

- お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込みの営業時間内にお受けします。
<表1>本邦出発時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約(貸切り航空機を適用するコースを除きます)

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日より起算してさかのぼって60日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日より起算してさかのぼって30日目にあたる日以降21日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日より起算してさかのぼって20日目にあたる日以降4日目にあたる日まで	旅行代金の50%
旅行開始日の前日より起算してさかのぼって3日目にあたる日以降当日まで及び無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

<表2>貸切り航空機を適用する募集型企画旅行契約

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日より起算してさかのぼって60日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日より起算してさかのぼって30日目にあたる日以降21日目にあたる日まで	旅行代金の50%
旅行開始日の前日より起算してさかのぼって20日目にあたる日以降4日目にあたる日まで	旅行代金の80%
旅行開始日の前日より起算してさかのぼって3日目にあたる日以降当日まで及び無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

- お客様は次の項目に該当する場合は取消料として旅行契約を解除することができます。
 - A. 旅行契約内容が変更されたときは、ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
 - B. 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき
 - C. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき
 - D. 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同様に規定する日までにお渡ししなかったとき
 - E. 当社が旅行に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき
 - ウ. 当社は本項(1)の「1」のAにより旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しを行います。取消料が申込金(または申込金)を差し引いた金額を申し受けます。また本項(1)の「1」のイにより、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しを行います。
 - エ. 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の延期をお勧めします」以上の危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を中止し、又は旅行を実施し、十分な安全措置を講じることが可能な場合、お客様が旅行をお取消しになられるときは、所定の取消料が必要となります。
- お客様のご都合による出発の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消とみなし、前項の取消料を収受します。
- お客様の責任にならない各種ローコンの取扱い及びその他渡航手続上の事由に基づきお取消しになる場合も、前項の取消料を収受します。

2. 当社の解除権

- お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の「1」のAに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。

- お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
- お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき認められたとき
- お客様が契約内容に関する合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- お客様の人数がパンフレットに記載した最少旅行人員を満たさないとき。この場合は4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日より前日より起算してさかのぼって33日目にあたる日より前日、また、同期間以外に旅行開始するときは、旅行開始日の前日より前日より起算してさかのぼって23日目にあたる日より前日に旅行中止のご通知をいたします。
- スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

「裏へ続く」

- G. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- H. 上記Gの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出されたとき。(但し十分に安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合のお取扱いについては、本項(1)の「E」に準じます。)
- ウ. 当社は本項(1)の「2」の「A」の旅行代金を解除したときは、既に受取している旅行代金(あるいは申込金)から約款を差し引いて払い戻いたします。また本項(1)の「2」の「B」により旅行契約を解除したときは、既に受取している旅行代金(あるいは申込金)の金額を払い戻いたします。

(2) 旅行開始後の解除

1. お客様の解除・払い戻し

- A. お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービスに係る部分の契約を解除することができます。
- ウ. 本項(2)の「1」の「イ」の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

2. 当社の解除・払い戻し

- A. 旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
- A. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- B. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これら者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- C. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- D. 上記Cの一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発出され旅行の継続が不可能になったとき。

- イ. 解除の効果及び払い戻し 本項(2)の「2」の「A」に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がすでにその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当該旅行サービス提供者に支払った又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻いたします。
- ウ. 本項(2)の「A」の「a.c」により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地へ戻するための必要手配をいたします。

- エ. 当社が本項(2)の「2」の「A」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされ

16. 旅行代金の払い戻しの時期

1. 当社は、「第13項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第15項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内、旅行代金の減額は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
2. 本項(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17. 当社の指示

お客様は、旅行開始後から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

18. 添乗員

1. 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
2. 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。
3. 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
4. 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

19. 当社の責任

1. 当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償いたします。ただし損害発生の日より起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りします。
2. お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。

A. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

- B. 運送・宿泊機関等の事故、火災により生じる損害
- C. 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- D. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

E. 自由行動中の事故

- F. 食中毒
- G. 盗難
- H. 運送機関の遅延、不通・スケジュール変更、経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

3. 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日より起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額が如何にかかわらず当社が賠償額は1人あたり最大15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)

20. 特別補償

1. 当社は前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ意図しない外來の事故により、その生命、身体に被られた一時的な損害につきましては死亡補償金(2500万円)・後遺障害補償金(2500万円を上限)・入院見舞金(4万円~40万円)及び通院見舞金(2万円~10万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
2. 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅

行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。

3. お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー、搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジェットロープ降索その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

4. 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支取用カード)を含みます。各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。

5. 当社は本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

21. お客様の責任

1. お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
2. お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
3. お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方が契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認めたときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、船長員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
4. 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、当社がお客様の負担とせず、お客様が当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならない。

22. オプションツアー又は情報提供

1. 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)(第20項(特別補償)の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、パンフレット等で「企画者」当社と明示します。
2. オプションツアーの進行事業者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットに明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。(但し、当該オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合は除きます。)

- また、当該オプションツアーの進行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該進行事業者の定め及び現地法令に準じます。
3. 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨パンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

- また、その旨を明示し、かつ、その旨をパンフレット等に記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第20項(特別補償)規定は適用しません。(但し、当社オプションツアーのご利用日または募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨をパンフレット又は確定書面に記載した場合を除きます。)

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。

注3.2. から6. に掲げる変更は、旅行期間中に利用または訪問できなかったものをいいます。